

相続登記の申請が義務化

相続登記の申請が、4月1日から義務化されました。

義務化の施行日（令和6年4月1日）前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。早めに法務局で農地の相続登記を行いましょう。相続登記が完了したら、農業委員会事務局に届け出をお願いします。

相続登記申請の義務化の主な留意点

- 義務化の対象者 相続や遺贈により不動産を取得した相続人
申請義務の履行期間 相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内。
※相続または遺贈により土地の所有権または共有持分を取得した者等が、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度もあります。詳しくは、法務局にご確認ください。

※正当な理由がなく登記の申請を怠った場合は10万円以下の過料が科される可能性があります。

- 問い合わせ先
水戸地方方法務局龍ヶ崎支局
0297-62-0225
利根町農業委員会事務局
68-2211（内線436・437）

来日外国人不法就労・不法滞在防止対策

来日外国人不法就労・不法滞在防止対策を強化しています。不法滞在外国人による太陽光発電施設関連窃盗事件、自動車盗関連犯罪、薬物犯罪および無免許運転などが発生し、県民の財産が侵害され、生命・身体も脅かされています。

外国人を雇用する方は雇用時における身分確認（在留資格・期限、就労制限の有無）の徹底をお願いします。

また、巡回連絡へのご協力や防犯アプリの活用などデイフェンス力向上にも努めていただくようお願いいたします。

「水道週間」のお知らせ

6月1日(土)から6月7日(金)までの1週間は「水道週間」です。

この期間中、県南水道では、水道について町民の皆さんに理解を深めていただくため、ポスター掲示などの広報活動を行います。詳細については、当企業団ホームページをご確認ください。

- 問い合わせ先 県南水道企業団
0297-66-5131

「いみゼロの日」実施のお願い

関東地方環境美化運動の日（ごみゼロの日）にちなんで、5月26日(日)に各地域の清掃活動を行います。皆さまのご協力をお願いいたします。

- 問い合わせ先
生活環境課 68-2211（内線238）

第101回 霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦を実施

霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦は、霞ヶ浦に流入する河川地域の市町村が一体となり、霞ヶ浦の浄化を推進してこうという運動です。

利根町では、2月25日に、新利根川沿いの8地区の住民の皆さまに、ご参加いただき、たくさんのごみを収集することができました。

新利根川沿いの住民の皆さまには、環境美化にご尽力いただいている一方で、心無い方の捨てたごみが点在している状況が見られました。

このような状況を改善し、今後よりいっそうの環境美化を推進していきたいと考えています。

これからも町民の皆さま、お一人一人のご協力をお願いいたします。

- 問い合わせ先
生活環境課 68-2211（内線237）



避難行動要支援者名簿登録制度のご案内

町では、災害時に自力で避難することが困難な方を対象にご本人などの申請により避難行動要支援者名簿を作成し、支援活動が円滑に行えるように関係機関（民生委員・消防署・警察署・社会福祉協議会・自治会などの行政区）と情報を共有しています。いざという時のためにもぜひ登録しましょう。

登録の対象者

- 65歳以上の一人暮らし高齢者のうち登録を希望する方
介護保険の認定を受けている方（要介護3～5）
身体障害者手帳を持っている方（1級、2級）
療育手帳を持っている方
精神保健福祉手帳を持っている方
その他、支援を必要とする方

登録の方法 避難行動要支援者名簿への登録を希望する方は、避難行動要支援者登録名簿申請書を役場福祉課、または各地区の民生委員を通じて申請してください。

登録の内容 避難行動要支援者名簿には、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、緊急連絡先、身体状況、避難を支援して下さる方（避難支援者）の情報などの内容を登録します。

登録の抹消 避難行動要支援者への登録者が次のいずれかに該当する場合は、避難行動要支援者登録名簿抹消申請書を役場福祉課に提出してください。
登録者が死亡したとき
登録者が町外に転出したとき
登録者が削除を希望したとき

ご不明な点につきましては左記までお問い合わせください。
問い合わせ先 福祉課 社会福祉係
68-2211（内線122）

NTT回線以外での緊急通報システムの利用申し込みの新規受け付けについて

これまで、ひとり暮らし老人等緊急通報システムは、NTT回線を利用要件としていましたが、令和6年5月からNTT回線以外の固定電話機（有線のもの）での利用申し込みの受け付けを開始しました。

対象者・対象世帯

- 町内に住所を有し、次のいずれかに該当する方・世帯が対象となります。
65歳以上の病弱な高齢者のみで構成する世帯
ひとり暮らしで外出が困難な重度身体障がい者

サービスの内容 緊急時に非常ボタンを押すだけで消防本部に通報することが可能な通報装置やペンダント型無線ボタン、コイル型有線を貸し出します。

利用申込方法 民生委員を通じて申請してください。

- 注意事項
調査から設置まで約1カ月かかります。
緊急時は警察署や消防署などの関係者が安否確認のため住居内に立ち入ることがあります。
回線の種類によっては、停電時に通報できない場合があります。
停電復旧時にルーターをリセットしないと通報できない場合があります。
NTT以外の回線の方は、委託先のコールセンターに通報され、状況を伺ったうえで、通報が必要な場合に消防本部に通報します。
愛の定期便との併用はできません。

- 問い合わせ先 福祉課 高齢介護係
68-2211（内線124）

皆様のご意見・ご要望をお聞かせください

- 電子メール info@town.tone.lg.jp
(必ず氏名・住所・電話番号をご記入ください。)
町長へのホットライン
0297-68-8059 (留守番電話・FAX)

- 投書箱（設置施設） 利根町役場・利根町文化センター・利根町生涯学習センター・文間地区農村集落センター・利根町東部農村集落センター・布川地区コミュニティセンター
このほか、町長への手紙でも受け付けています。ご利用ください。

ご意見・ご要望の概要とその回答は、役場1階の情報公開コーナーで公開させていただく場合もあります。

【問い合わせ先】 総務課 秘書広聴係 68-2211（内線314）

Advertisement for Silver人材センター (Silver Human Resources Center) featuring services like '先積無料!!' (Free initial assessment), '簡単作業サービス' (Simple work services), and contact information: (一社) 利根町シルバー人材センター (利根中となり) 0297-68-7896.